

—

¶

()

I 序章

()

—

—

1 計画の概要

1.1 総合交通戦略策定の趣旨

西宮市は昭和38年の「文教住宅都市宣言」をまちづくりの精神としてかかげ、豊かな自然と平穏で快適な住環境が共存する文教住宅都市を目指して、まちづくりを推進してきた。

平成21年からの第4次総合計画では、文教住宅都市としての一層の発展を図るとともに、人と人、人と自然、人と文化といった多様なふれあいや機会のある、心の豊かさを感じることのできるまちの実現をめざしている。

西宮市は、山・川・海などの豊かな自然環境を有し、大阪市と神戸市にはさまれた阪神間に位置していることから、東西方向の鉄道網、道路網が発達しているとともに、地域の特性を生かした魅力ある住宅地が形成され、個性豊かな大学等の文教施設の充実、酒蔵、西宮神社、阪神甲子園球場などの貴重な観光資源に恵まれた「特長」を有している。

しかしながら、一方では市民の日常生活の基盤となる、学校、病院、福祉関連施設などの公共公益施設配置のアンバランスや、バスなどの公共交通利用の際のサービス格差も存在している。

このような問題は、着実にせまる少子高齢化と人口減少社会の到来により、公共交通の利便性が乏しい地域での人口減少や空き家率の増加、さらには高齢者等の外出機会の減少、自然環境豊かな住宅地などの価値の低下を招く可能性がある。

そのため西宮市では、阪神間の一員として多角ネットワーク型の地域構造を活かしたコンパクトシティへの再構築を目指し、市民と市と事業者による参画と協働のまちづくりを文教住宅都市として未来に引継ぎ、発展させるために、西宮市総合交通戦略を策定する。

1.2 上位・関連計画の整理

以下に、上位計画及び関連計画と西宮市総合交通戦略の関係を示す。

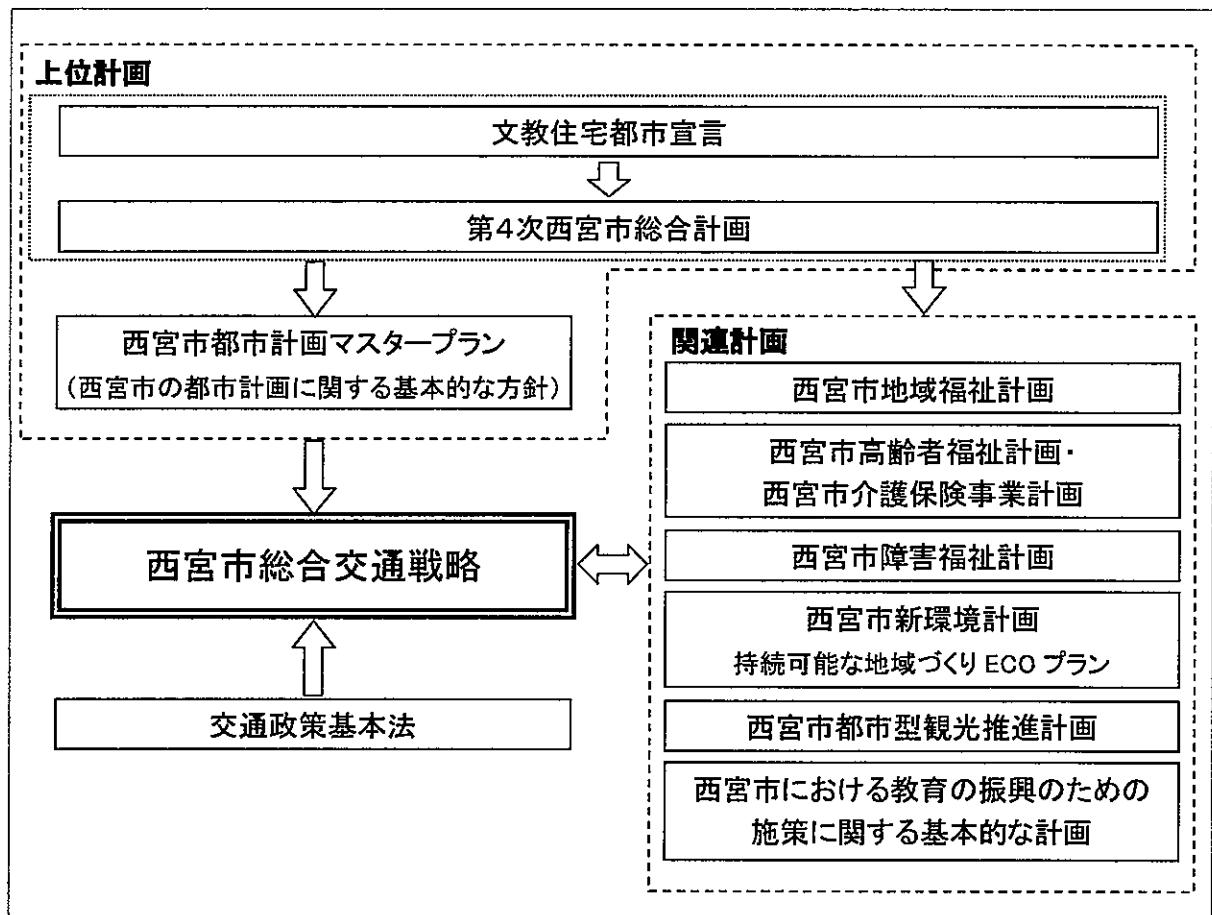


図 1.1 上位計画及び関連計画と西宮市総合交通戦略の関係

1.2.1 上位計画等

- 昭和 38 年の文教住宅都市宣言を踏まえて、一貫したまちづくりを展開している。
- 総合計画等では「活力」、「ふれあい」、「つなぎ育む」といったキーワードで基本理念等が設定されている。
- 西宮市の都市計画に関する基本的な方針では、必要な日常の移動の円滑化、市内各地域の交流、低炭素なまちづくり等に向け、公共交通の必要性がうたわれている。
- 我が国初めての交通に関する基本法である交通政策基本法では、国民の自立した生活の確保や地域間交流等に向けた交通の果たす機能の必要性がうたわれている。

1) 文教住宅都市宣言

西宮市は、阪神間の中央に位置し、自然の風光と温暖な気候に恵まれ、市制施行いらい、多くの人々がここに、平穏で快適な生活環境を求めて移り住み、ついに今日の隆盛を見るにいたった。その風土は、先覚者たちの文教諸施設の整備拡充の努力とあいまって、今や西宮市が文教住宅都市として力強く進むことを可能ならしめている。またその故にこそ、年々、万余を数える人口増加がみられるのである。

一方、大阪、神戸をはじめとする阪神圏諸都市は、急速な発展を示しつつあるが、同時に産業配置、人口の都市集中、公害など幾多の内部的諸矛盾の解決をせまられている。こうした事態にあって、西宮市は、本市が誇りうる文教住宅都市的性格をさらに一層、推進することにより、こんごの阪神圏発展の一翼を担う考えである。すなわち、西宮市の将来は、西宮市民のみならず、近畿一円の福利の増進に役立つべきものであり、それはまさに、西宮市が、人々に憩いと安住の地を提供することによって、積極的に果されるものと信じる。

ここに、西宮市は三十万市民のひとしく望むところにしたがい、風光の維持、環境の保全・浄化、文教の振興を図り、当市にふさわしい都市開発を行い、もって市民の福祉を増進するため、西宮市を「文教住宅都市」と定め、こんごの市政運営がこの理念に基づいて強く推進されることを宣言する。

昭和 38 年 11 月 3 日
兵庫県西宮市

2) 総合計画

(1) 西宮市総合計画・西宮市新総合計画・第3次西宮市総合計画(1971－2008)

【基本目標（3計画共通）】文教住宅都市を基調とする個性的な都市
 新総合計画～活力とうるおいのある文教住宅都市をめざして～
 第3次総合計画～活力と希望に満ちた西宮をめざして～

(2) 第4次西宮市総合計画(2009－2018)

【基本目標】ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮

【将来のまちのイメージ】

(1) 市民一人ひとりが輝いて生きるまち

市民が主体的に、活発に地域活動やボランティア活動を展開するとともに、生涯学習やスポーツに親しみ、市政にも参画と協働するなど、市民一人ひとりが生きがいを持って、充実感あふれる日常生活を送るまちをつくります。

(2) 子どもたちの笑顔があふれるまち

子育て世代が夢と希望を持って子育てを楽しむとともに、子どもたちを見守る温かいまなざしの中で、子どもたちが自ら進んで学び、遊び、そして生き生きと成長し、まちのあちこちから子どもの歓声が聞こえるまちをつくります。

(3) みんなが安心して暮らせる安全なまち

ユニバーサルデザイン（年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが利用しやすい快適な生活空間）が行き渡った地域社会の中で、すべての市民が互いに支え合い、助け合って生き生きと暮らすとともに、増加する災害や危機、犯罪から市民の生命、財産が守られるまちをつくります。

(4) 水と緑ゆたかな美しいまち

六甲山系から北摂山系にかけての縁、大阪湾に面した御前浜（香櫞園浜）や甲子園浜、武庫川、夙川などの豊かな自然環境に親しむとともに、公園や街路樹、大学などの個性的な建築物やまちなみなどを楽しみながら憩えるまちをつくります。

(5) 人々が楽しく交流する元気なまち

豊かな自然や甲子園球場、西宮神社、大谷記念美術館など本市の魅力的な資源を来訪者が親しめるものとして発信することにより、多くの人が西宮を訪れ、交流の輪が広がり、産業の活性化とともに、まち全体がにぎわう元気なまちをつくります。

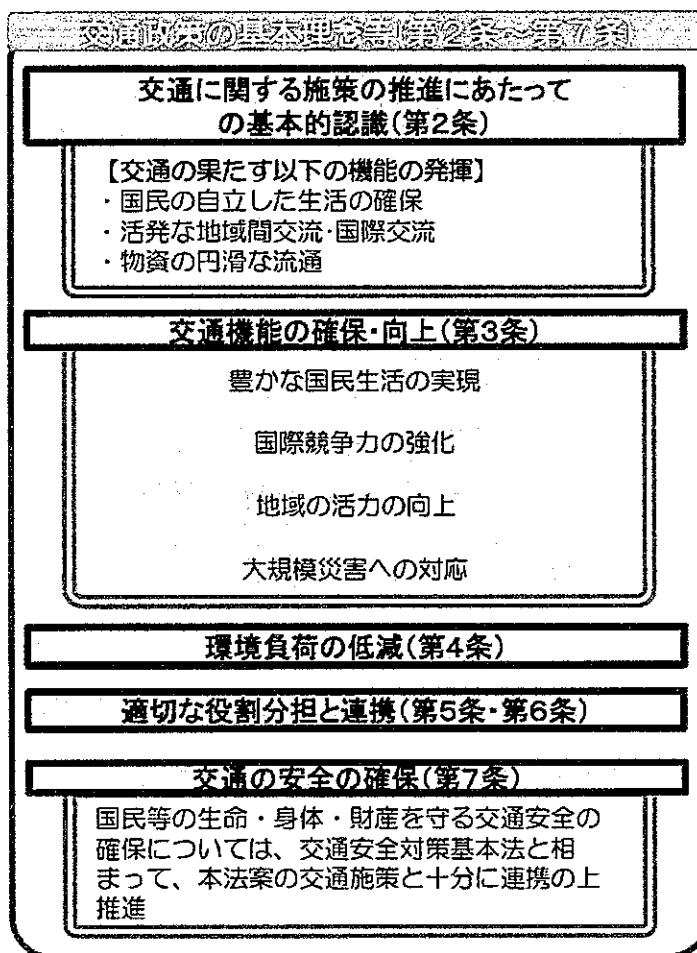
3) 西宮市の都市計画に関する基本的な方針(平成 23 年度からおおむね 10 年間)

【基本理念】宮水の「えん」でつなぎ育む 美しいまち西宮

- ・公共交通の利便性の向上により、過度の自家用車利用を抑制し、省エネルギー、低炭素なまちを目指す。
- ・土地利用誘導や公共交通の改善及び利用促進などにより、徒歩、自転車又は公共交通を利用して日常生活に必要となるサービスを受けられるようにする。
- ・公共交通の利便性の向上に取り組み、働く、学ぶ、住むために必要な日常の移動を円滑にする。
- ・公共交通網の充実や地域間道路の整備により、市街地と農地など、市内各地域のコミュニティ相互の交流を促進し、にぎわいを育む。

4) 交通政策基本法(平成 25 年 12 月公布・施行)

平成 25 年 12 月公布・施行された我が国における初めての交通に関する基本法制として、交通政策に関する基本理念やその実現を図るために講ずべき施策を規定するとともに、国、地方公共団体、民間事業者がそれぞれ責務と役割を有し、その適切な役割分担と有機的・効率的な連携の下に交通政策を推進すべきである旨を定めている。



出典：国土交通省ホームページ

図 1.2 交通政策基本法の基本理念等

1.2.2 関連計画

- 誰もが安心して暮らし、積極的に外出し、自由に移動でき、活動できるまちづくり（福祉に関する計画）、温室効果ガスの排出を抑制した低炭素社会の実現（環境に関する計画）、観光資源相互のネットワーク化（観光に関する計画）、教育の充実、子育て環境の整備（教育に関する計画）などの方針で、各種関連計画が策定されている。

1) 西宮市地域福祉計画（平成 22 年度から平成 27 年度）

西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画（平成 27 年度から平成 29 年度）、

西宮市障害福祉推進計画（平成 27 年度から平成 29 年度）

- すべての高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちを進める。
- 誰もが円滑に移動し施設を利用できるようにするというユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、施設や公共交通機関など多くの市民が利用する公共施設等の安全性や利便性、快適性などを確保する必要がある。
- すべての市民が安全・安心で、快適に暮らせるまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めるとともに、外出しやすい都市環境・生活空間のバリアフリー化や災害・緊急時をはじめ生活における安心・安全の確保に取り組む。

2) 西宮市新環境計画（平成 17 年度から平成 30 年度）、持続可能な地域づくり ECO プラン—西宮市 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）（平成 22 年度から平成 32 年度）

- CO₂ 等の温室効果ガスの排出を抑制し、低炭素社会を実現するため、西宮市の市民・事業者・行政が協働し、地域が一体となって総合的な取り組みを進める。
- 低炭素型都市の形成に向けて、公共交通機関を利用しやすい都市環境に改善するため、市民及び事業者に対して、自動車から公共交通への転換を啓発する。
- 公害の発生と拡散の防止のため、自動車利用者に対し、公共交通機関の利用促進、ノーマイカーデーの実施などの普及啓発、低公害車導入への助成などを継続して行っていく。

3) 西宮市都市型観光推進計画（平成 23 年度から平成 27 年度）

- 本市での観光は、単一の観光施設への来訪にとどまっており、産業に対する貢献が弱く、経済効果が乏しいので、関係機関等に働きかけ、来訪者の回遊型観光行動を誘引する交通基盤、サイン等の充実、施設のバリアフリー化等を進め、観光基盤の充実を図ることにより、観光資源相互のネットワーク化を図る。

4) 西宮市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（平成 21 年度から平成 30 年度）

- 教育の充実、子育て環境の整備を進める。
- 育ちや学びの連続性を踏まえ、「確かな学力の定着」を基本に、子ども一人ひとりの発達に応じた学習環境の充実を図る。
- 県立高等学校とも連携し、多様で柔軟な魅力ある学校づくりを進める。

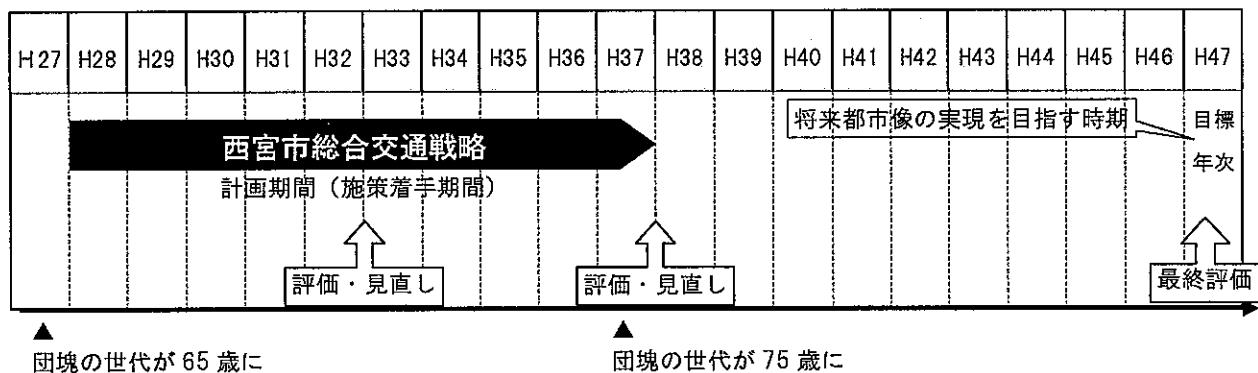
1.3 対象区域と目標年次

対象区域

西宮市全域とする。

目標年次

20 年後の平成 47 年とする。



1.4 総合交通戦略の構成

総合交通戦略の構成を下図に示す。

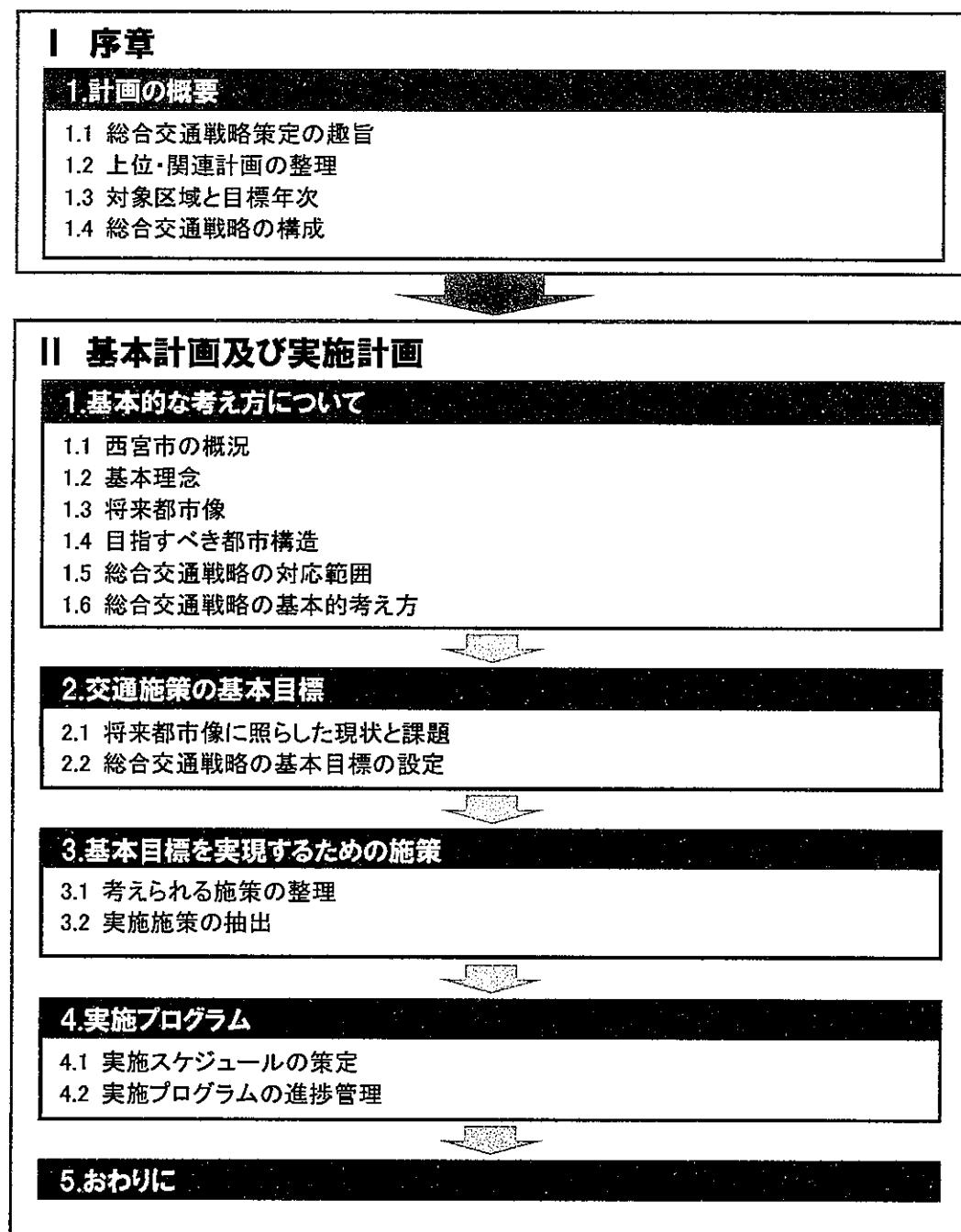


図 1.3 総合交通戦略の構成